

7 その他

水産庁からの話題提供

【概要】

説明者：水産庁増殖推進部 廣野部長

・内水面の管理について

概要：水試や県として、漁協の経営状況を把握し、自発的に内水面の管理を続けるための仕組みの検討をお願いしたい。

・三倍体魚利用についての通知の廃止についての補足

概要：そもそも通知に強制力は無く、通知の廃止によって三倍体魚の利用方針に変更は無い。生殖能力のない三倍体魚を放流しても後世代の資源増大への寄与が無いだけでなくマイナスであり、種苗放流を行うことは適切でない。そのことについては、改定した「水産動物の種苗生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」にも記載した。

【質疑応答】

質問者：長野県水産試験場 小川場長

内容：沿岸漁場整備法の規定に基づいた指針を、内水面の河川に適用できるのか。

（今まで「三倍体魚の水産生物の利用要領」の長官通知を根拠に三倍体魚放流についての説明を関係者にしていたところ、通知が廃止されることで抑制力が無くなることを懸念。また、二倍体魚の生殖行動を阻害しないか等、未知の影響を考慮し、通知を廃止されると困る、とのご意見。）

回答：第五種共同漁業権で義務付けられているのは“増殖義務”であり、三倍体魚を放流することは増殖とは言えない。水産庁としては考えを示したので、増殖について指導する立場である都道府県が関係者に向けて説明していただきたい。それでも困るようなことがあれば、適宜相談していただきたい。

質問者：福島県水産海洋研究センター 水野所長

内容：開発によって分断された河川等、再生産が期待できない場所においては、増殖義務を果たすためには種苗放流をせざるをえない。先程話した内容だと、“増殖ではなく、漁業権を免許しているのがおかしい”と聞こえてしまうため、補足をお願いしたい。

回答：天然の二倍体魚がいる場所に三倍体を放流しても、魚屋に魚を並べることと同じであるというだけでなく、放流された三倍体魚は元々いる二倍体の餌や生息

場所を奪いかねないのでマイナスとなりうる。(内水面の第五種共同漁業権については、漁業法第 168 条において、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、水産動植物を増殖する場でなければ免許してはならないこととされている。) 一方で、ダムの上の二倍体の放流等、言われたようなケースについては、放っていたら(資源が)ないようなところ、もしくはすごく少ないところに放流しているものは、増殖として理解していただいていい。

質問者返答：そういう場合においては、三倍体魚の放流について、我々もあまり強く言えないことになる。完全に分断されている釣り堀のような河川の場合においては、三倍体の放流禁止については難しいのでは。

回答：繰り返すが、三倍体の放流は適切でないと考えており、具体的案件があれば相談してほしい。

8 次年度開催県

鹿児島県水産技術開発センター所長 西野 博

ただいま紹介がありました鹿児島県水産技術開発センターの西野でございます。

次回の開催県ということで案内して欲しいということですが、まずは今回、対面での開催の労をとっていただきました富山県さんには、本当にどうもありがとうございます。また、この後の意見交換会、明日の視察までよろしくお願ひしたいと思ひます。

来年度は、海面の方の副会長が順番ということですので、鹿児島県で開催させていただきたいと思ひます。万難を排して、準備を会長共々一緒になってやりたいと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

9 現地意見交換会

(1) 日 時

令和4年11月17日(木) 9:40～11:20

(2) 場 所

富山県農林水産総合技術センター水産研究所
富山県滑川市

(3) 参加人数 57名

(4) 行程

9:00～ 受付

9:40～ 話題提供(研究事例紹介:海面・内水面課題(各発表15分+質疑5分))

10:20～施設見学

11:20 解散

※参加人数が多数のため2班に分かれて見学等を実施したことから、片方の班では上記のスケジュールで、もう片方の班では反対の順序(先に施設見学を行った後に、話題提供)で実施した。